

新旧対照表（補助金交付要綱）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(趣旨) 第1条 省略</p> <p><u>(定義)</u> 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 小規模事業者等</u> 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者及び創業等その他支援を必要とする者をいう。</p> <p><u>(2) 商工会</u> 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会をいう。</p> <p><u>(3) 県連合会</u> 商工会法に規定する県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有する県商工会連合会をいう。</p> <p><u>(4) 商工会議所</u> 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会議所をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第3条 県は、次に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与することを目的として補助金を交付する。</p> <p>(1) 商工会又は商工会議所及び県連合会（以下「商工会等」という。）が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う小規模事業者等の経営の改善及び発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）</p> <p>(2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）</p> <p>(3) 商工会又は商工会議所が行う地域の振興を活性化するための事業</p> <p>(4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業</p> | <p>(趣旨) 第1条 省略</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「小規模事業者等」とは商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者のほか、創業等その他支援を必要とする者を、「商工会」及び「商工会連合会」とは商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び県商工会連合会（以下「県連合会」という。）で、かつ、県内に事業所を有する商工会及び県連合会を、「商工会議所」とは商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所で、かつ、県内に事業所を有する商工会議所をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第3条 県は、次に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与することを目的として補助金を交付する。</p> <p>(1) 商工会又は商工会議所及び県連合会（以下「商工会等」という。）が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う小規模事業者等の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）</p> <p>(2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）</p> <p>(3) 商工会又は商工会議所が行う地域の振興を活性化するための事業</p> <p>(4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業</p> |
| <p><u>(補助対象経費、補助率等)</u> 第4条 <u>補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、知事が必要であり、かつ、適当であると認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>商工会議所又は県連合会が別表第1に掲げる事業を実施するために必要な経費（以下「直接補助金」という。）</u></p> <p>(2) 商工会が別表第1に掲げる事業を実施するために必要な経費であって、県連合会が商工会に支出する補助金（以下「間接補助金」という。）</p> <p>2 <u>補助対象経費、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(8) 削除</p> <p>3～4 削除</p> | <p>(補助対象経費等) 第4条 <u>補助対象経費は、次に掲げるもののうち、知事が必要であり、かつ、適当であると認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>商工会議所及び県連合会が次項から第4項までに掲げる事業を実施するために必要な経費であって、別表第1に定めるもの（以下「直接補助金」という。）</u>⇒</p> <p>(2) 商工会が次項及び第3項に掲げる事業を実施するために必要な経費であって、別表第1に定めるものを対象県連合会が商工会に支出する補助金（以下「間接補助金」という。）⇒</p> <p>2 <u>直接補助金及び間接補助金の交付対象は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 商工会又は商工会議所が、補助対象職員（商工会指導員、専門経営指導員、経営指導員、補助員、経営指導員研修生及び記帳専任職員をいう。）及び事務局長等（事務局長、記帳指導員、記帳指導職員、記帳機械化等推進事業に関するオペレータ、嘱託専門指導員及び小規模企業振興委員をいう。）を設置して行う経営改善普及事業を行うた</p> |

コメント 6 452728
 ・別表1に拠ることとし簡素化
 ・旧第5条（補助率）を統合

| | |
|---|---|
| <p>(補助率) 削除</p> <p>(経営指導員の資格) 削除</p> | <p>めに必要な経費のうち補助対象職員及び事務局長等の設置並びに補助対象職員及び事務局長等の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 商工会又は商工会議所が経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業に要する経費</p> <p>(3) 商工会又は商工会議所が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業を推進するために行う情報ネットワーク化等推進事業に要する経費</p> <p>(4) 商工会議所が行う商工会議所に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業に要する経費</p> <p>(5) 商工会又は商工会議所が行う地域振興推進事業に要する経費</p> <p>(6) 商工会議所が中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費</p> <p>(7) 商工会議所が行う高度情報化推進事業に要する経費</p> <p>(8) 商工会又は商工会議所が行う商工会等広域連携・合併推進事業に要する経費</p> <p>3 2以上の商工会又は商工会議所が広域連携事業を実施するに当たり、経費の分担方法を定めた協定書を作成し、拠点となる商工会又は商工会議所に他の商工会又は商工会議所が前項の経費を分担金として支出する場合も、直接補助金、間接補助金の交付対象とする。</p> <p>4 県連合会の交付対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会指導事業並びに補助対象職員及び事務局長等を設置して行う経営改善普及事業に要する経費のうち補助対象職員及び事務局長等の設置並びにその設置に附帯する事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 商工会指導事業及び経営改善普及事業（以下「商工会指導事業等」という。）の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業に要する経費</p> <p>(3) 情報ネットワーク化等推進事業に要する経費</p> <p>(4) 商工会に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業に要する経費</p> <p>(5) 地域振興推進事業に要する経費</p> <p>(6) 中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費</p> <p>(7) 高度情報化推進事業に要する経費</p> <p>(8) IT技術強化支援事業に要する経費</p> <p>(9) 商業指標検討事業に要する経費</p> <p>(10) 地域経済活性化事業に要する経費</p> <p>(補助率)</p> <p>第5条 補助率は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(経営指導員の資格)</p> <p>第6条 第4条第2項第1号及び第4項第1号に規定する経営指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 経営指導員研修生としての研修課程を修了した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（以下「大学卒業者」という。）であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(専門経営指導員の資格) 削除</p> | <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、を卒業した者（以下「短期大学等卒業生」という。）であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(5) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士若しくは会計士補</p> <p>(6) 税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>(7) 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(8) 知事が第2号から前号までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると認めた者</p> |
| <p>(専門経営指導員の資格)</p> | <p>(専門経営指導員の資格)</p> <p>第7条 第4条第2項第1号及び第4項第1号における専門経営指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門知識を有するもの</p> <p>(2) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、平成4年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース（3月）を修了したもの又は平成5年度以降に中小企業事業団若しくは中小企業基盤整備機構の行う経営指導員の研修課程の専門コースを修了したもの若しくは修了すると認められるもの</p> <p>(3) 前条第2号から第4号までに掲げるいずれかの者に該当し、年齢が30歳以上（現に商工会等に5年以上勤務している者にあつては、27歳以上）のものであつて、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門的知識を有するもの</p> <p>(4) 前条第5号から第7号までのいずれか一に該当するもの</p> <p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の指導能力を有すると認めたもの</p> |
| <p>(商工会指導員の資格) 削除</p> | <p>(商工会指導員の資格)</p> <p>第8条 第4条第2項第1号における商工会指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 大学卒業生であつて、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 短期大学等卒業生であつて、商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 商工鉱業の支援又は経営実務に7年以上従事した経験を有する者であつて、満30歳以上のもの</p> <p>(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の指導能力を有すると認めたもの</p> |
| <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする商工会議所及び県連合会は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県連合会は、前条第1項第1号の経費と同項第2号の経費とを別にして補助金の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> | <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第9条 商工会議所及び県連合会は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県連合会は、第4条第1項第1号の経費と同項第2号の経費とを別にして補助金の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。</p> |

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同程度の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(11) 国税、県税及び市町村税の滞納があるとき。

(12) 県連合会は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、商工会議所及び県連合会は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 知事が別に定める、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は別記第3号様式による中止(廃止)申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的

(補助金の交付の決定等)

第10条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。~~この場合において、知事は、当該補助金の交付の決定に当たっては、決定額の下限を100万円とするものとする。~~ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当するものを除く。

~~2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当であると認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。~~

~~3 知事は、前条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付の決定を行うものとする。~~

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、商工会議所及び県連合会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 知事が別に定める、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)申請書を知事に提出してその承認を受けなければならないこと。

コメント 5 452728
別表第2ではなく要綱本文に列挙

コメント 4 452728
・「高知県補助金等交付規則の運用について」の準則に従って文言を補足。
・旧第14条(財産の管理及び処分)、旧第19条(帳簿書類の備付け)を統合

| | |
|---|--|
| <p><u>に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</u></p> <p>(7) 補助事業により取得した財産については、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、<u>当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</u></p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、<u>前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> | <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、<u>別表第2に掲げる</u>いずれかに該当すると認められるものを間接補助事業又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の執行に際しては、<u>県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> |
| <p>(補助対象職員の資格等)</p> <p><u>第8条 商工会等の再雇用を除く経営指導員、統括経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営支援員、補助員及び記帳専任職員（以下「補助対象職員」という。）は、それぞれ別表第2に掲げる資格要件に該当する者とし、新規採用をするときは、別記第4号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 商工会等は直接補助金又は間接補助金の補助対象職員を変更（<u>人事異動、再雇用又は退職の場合をいう。</u>）するときは、別記第5号様式により<u>事前に知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(補助対象職員の長期欠勤等) 削除</p> <p>(財産の管理及び処分) 削除</p> | <p>(補助対象職員の変更)</p> <p>第12条 商工会等は、直接補助金又は間接補助金の補助対象となっている経営指導員及び商工会指導員について、第6条第8号又は第8条第4号の規定による知事の認定を受けようとするときは、別記第4号様式による資格認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 商工会等は、直接補助金又は間接補助金の補助対象職員を変更（<u>退職又は任命をいう。以下同じ。</u>）するときは、別記第5号様式による変更（再雇用）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(補助対象職員の長期欠勤等)</p> <p>第13条 商工会等の補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合（前条第2項の規定による変更の承認を受けようとする場合を除く。）は、速やかに別記第6号様式による補助対象職員長期欠勤届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、必要な指示をすることができる。</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第14条 商工会議所及び県連合会は、直接補助金及び間接補助金の補助対象として取得した指導施設、指導用車両、研修用機器及び備品（記帳機械化システム実用化に係る端末機を含む。以下同じ。）又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、別記第7号様式による取得財産等管理台帳を整え、その保管の状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、取得財産等のうち取得価格が30万円以上のもの又は取得財産等のうち効用の増加価格が50万円以上のものについて、知事が別に定める耐用年数以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ別記第8号様式による処分承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、商工会議所及び県連合会が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、交付したその補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。</p> <p>3 前項に規定する「担保に供しようとするとき」は、取得財産等を担保に供しようとする借入先が原則として、次の各号のいずれかに該当するときに限るものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他の政府関係機関</p> <p>(2) 銀行、信用金庫又は信用組合（当該借入れに係る措置期間、返済方法、利率等が借入れに係る商工会等の財政状況からみて適切であると認められる場合に限る。）</p> |

コメント 3 452728

・旧第6条（経営指導員の資格）、旧第7条（専門経営指導員の資格）、旧第8条（商工会指導員の資格）、旧第12条（補助対象職員の変更）を統合

| | |
|--|--|
| <p>(概算払)</p> <p>第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告) 削除</p> | <p>(概算払)</p> <p>第20条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第15条 商工会議所及び県連合会は、補助事業を実施する年度の9月30日現在における補助事業の遂行の状況を別記第9号様式の1による遂行状況報告書により当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。この場合において、第4条第1項2号の規定による間接補助金の交付先となる各商工会の遂行の状況についても県連合会で取りまとめの上、併せて、知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>(実績報告)</p> <p>第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は別記第7号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、<u>第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 商工会議所及び県連合会は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</u></p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 削除</p> <p>(帳簿書類の備付け) 削除</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第12条 知事は、商工会議所又は県連合会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> | <p>(実績報告)</p> <p>第16条 規則第11条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、<u>別記第9号様式の2</u>によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日又は会計年度が終了した日から10日以内に、知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、<u>前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</u></p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第18条 商工会議所及び県連合会は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第10号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>(帳簿書類の備付け)</p> <p>第19条 商工会議所及び県連合会は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第21条 知事は、商工会議所又は県連合会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> |

コメント 2 452728
旧第20条から移動

コメント 1 452728
旧第18条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）を統合

- (2) [第7条](#)の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 [省略](#)

(非常災害等の場合の措置)

第14条 [商工会等](#)が非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となった場合の特別措置については、必要に応じ、知事が指示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 [商工会等](#)は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は[商工会等](#)に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

[中略](#)

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

- (2) [第11条又は第14条](#)の規定に違反したとき。

- (3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

- (4) ~~補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。~~

- ~~(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。~~

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第22条 [省略](#)

(非常災害等の場合の措置)

第23条 [商工会議所又は県連合会](#)が非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となった場合の特別措置については、必要に応じ、知事が指示するものとする。

(グリーン購入)

第24条 [商工会議所又は県連合会](#)は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第25条 補助事業又は[商工会議所及び県連合会](#)に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。